

共済だより

KYOSAI

令和2年1月発行 No.204



『池田町立クライミングウォール』（池田町）

主な内容

新年のごあいさつ……………	2
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!……………	3
退職予定のみなさまへ……………	4
年金者連盟からのご案内……………	8
平成30年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果 ……	10
被扶養者資格確認調査の結果について……………	12
就職されたときには取消しの手続きが必要です…	13
セルフメディケーション税制……………	15
ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について…	16
アイススケート・スキーリフト利用助成……………	17
入学貸付・修学貸付のご案内……………	18
本年も組合員貯金をよろしくお願いいたします…	19

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



新年のごあいさつ

理事長 東村 新一

新年明けましておめでとうございます。

組合員及び御家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、当組合の各事業が組合員とその御家族並びに年金受給者の皆様方の生活の安定と福祉の向上に寄与し、堅実に推移しておりますことは、組合員の皆様方の御理解と御協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

昨年は4月1日に新たな元号の発表が行われ、5月1日から「令和」がスタートし、新たな時代が希望に満ちたものとなるよう祝賀ムードに包まれました。

一方、台風などによる自然災害が頻発し、多くの方々が被災され、今も不自由な生活を余儀なくされておられることに対して心からお見舞い申し上げます。

さて、昨年は年金財政が長期にわたって均衡が保たれるよう、少なくとも5年ごとに検証される財政の現況及び見通しが報告されました。この検証結果を踏まえた制度改正について次期国会に提出される予定であるため、今後の制度改正の方向性等を注視して参ります。

医療保険制度においては国民の健康寿命の延伸を目的として、保険者が保有するレセプトデータや特定健診データを活用した健康増進・疾病予防・重症化予防のためのデータヘルス計画が策定され、課題に応じた目標設定と共済組合の特性を活かし、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することとされています。

しかしながら、医療保険財政の約5割が高齢者医療に係る拠出金等に支出されています。平成29年度から後期高齢者支援金に全面総報酬割が実施されており、介護納付金についても令和2年度から全面総報酬割が導入されるなど、共済組合にとっては更なる負担が求められています。

保養所「越路」におきましては、昨年、更に快適にご利用いただけるよう、浴場の改装等を行いました。今後も、利用者の安全・衛生に万全を期すとともに、サービスの向上を図り皆様に益々愛される施設となるよう努力していく所存でございます。

貯金事業においては、引き続き超低金利政策が継続されており、資産運用に苦慮しているところですが、皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して参ります。

また、共済組合では、年金や医療情報等の個人情報や重要性の高い情報資産を扱っています。年金関係では昨年よりマイナンバーによる情報連携が開始され、医療給付関係においてもオンライン資格確認等の導入が予定されている等これまで以上に情報セキュリティの強化が求められています。

今後も、共済制度の健全な運営とその発展を図るため、役職員一体となり最善の努力をして参る所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

年頭にあたり、皆々様の益々の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

															謹賀新年		
															理事長	東村 新一	(福井市長)
															理事(理事長職務代理者)	河合 永充	(永平寺町長)
															理事	坂本 憲男	(坂井市長)
															理事	戸嶋 秀樹	(美浜町長)
															議員	松上 隆信	(敦賀市長)
															議員	山崎 晃治	(小浜市長)
															議員	佐々木 裕	(勝山市長)
															議員	奈良 康男	(あわら市長)
															議員	内藤 俊幸	(越前市長)
															理事(職員側代表理事)	藤田 直美	(福井市職員)
															理事	秦 裕二	(小浜市職員)
															理事	清水 宏樹	(大野市職員)
															監事	松井 成晃	(越前市職員)
															議員	小林 美樹子	(福井市職員)
															議員	小保 直己	(敦賀市職員)
															議員	浅田 政幸	(あわら市職員)
															議員	河原 幸	(坂井市職員)
															議員	北野 勲	(南越前町職員)
															議員	村橋 徹一	(高浜町職員)
															学識経験監事	西村 一伸	
															事務局長	朝倉 英俊	
															ほか職員一同		



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、花粉症やインフルエンザ対策のための医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

申込みの際の注意

- ①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

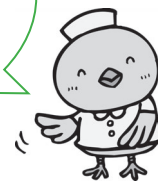
申込締切日 令和2年2月20日(木)

使用目的欄へのチェックのお願い

⚠ の商品は医薬品医療機器等法により購入数量が制限されています。同一薬効は原則1箱のみ販売です。例えば、〇〇鼻炎薬2個以上の購入でも、〇〇鼻炎薬と◆◆せき止めをそれぞれ1個ずつの購入でも複数個の購入となりますので、理由欄にチェックをお願いします。

⚠ マークが付いた対象医薬品は、1番プレコール鼻炎カプセルA 24番プレコールせき止め錠です。

<お問合せ先 健康管理課>



表紙説明



団体貸切日は利用できませんので、HPの施設予約ページを確認してお越しください。

<https://iked-climbing.jp/>

<共済助成券対象施設>

池田町立クライミングウォール

ボルダリング・リード・スピードの3種のウォールが室内にある全国でも珍しいクライミング施設。共済組合のリフレッシュ施設利用助成券対象施設で、ボルダリングウォールなら1枚で1時間チャレンジできます。

様々なレベルのコースがあり、初心者から上級者まで楽しく挑戦できます。1時間も登れば翌日は全身筋肉痛になり、腕以外も足や腹筋、背筋が鍛えられているのが実感できます。天候が悪い日でも大丈夫な屋内のアクティビティで楽しみながら健康づくりをしてみませんか?

(令和元年11月30日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越路 0776-77-3151

組合の状況

組合員数	9,324 人
(男)	5,262 人
(女)	4,062 人
任意継続組合員数	89 人
被扶養者数	7,430 人
平均標準報酬月額(短期)	366,834 円
(厚年)	359,455 円
(退年)	359,738 円

退職予定のみなさまへ

医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、組合員証を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。

しかし、退職されますと、共済組合の組合員ではなくなりますので、現在使用されています「組合員証」や家族の「組合員被扶養者証」などは、退職日の翌日から使用できなくなります。

つきましては、退職される方は、退職後、遅滞なく「組合員証」などを所属所担当課へ必ず返還していただき、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。

1 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引続き1年以上組合員であった方が、退職後も引続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付（保険給付）を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査（保健事業）、貯金事業（福祉事業）など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

「加入届出」

「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内（退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月19日共済組合必着）に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

「加入期間」

任意継続組合員の資格取得日から**最長 2年間**です。
※途中で脱退することもできます。

「掛金」

任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。

短期任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和元年度短期任意継続掛金 最高限度額：31,680円）

介護任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」※ × 掛金率

（参考：令和元年度介護任意継続掛金 最高限度額：5,400円）

※「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額」を比較し、いずれか低い額とします。

注 意 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

掛金の納入方法 ①口座振替（一括前納） ②口座振替（毎月） ③納付書（一括前納） ④納付書（毎月）
※口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

2 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。

加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

3 被用者保険制度〈全国健康保険協会（協会けんぽ）等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。

加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

注 意 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

4 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

注 意 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いいたします。

＜お問合せ先 健康管理課＞

介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町村の取扱方法によることとなります。

<お問合せ先 健康管理課>

年金制度

退職時に、「退職届書」を所属所担当課へ提出してください。

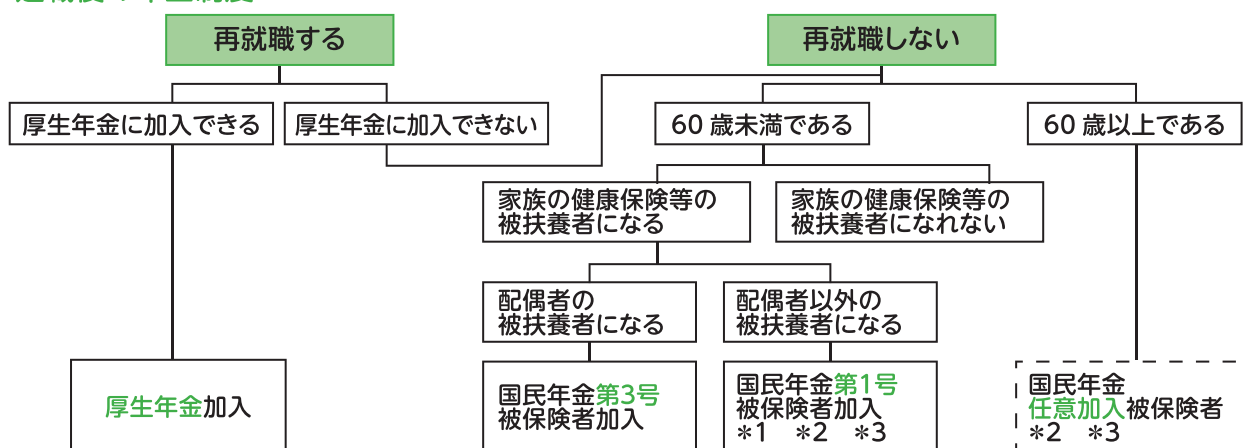
年金受給資格を満たした時点で、新たに老齢厚生年金の請求手続きを行っていただきます。

老齢厚生年金の 受給資格

- 64歳以上であること。(特定消防組合員の場合は61歳以上)
- 1年以上の組合員期間*を有すること。
- 組合員期間等が10年以上あること。

*平成27年9月以前の公務員及び公務員期間の名称は「組合員」及び「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降「被保険者」「被保険者期間」に変更されました。しかしながら、ここでは便宜上、従前どおり「組合員」及び「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

退職後の年金制度



*1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

*2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

*3 国民年金の保険料は月額16,410円です。(令和元年度)

退職予定者説明会を開催しています！

共済組合では、令和元年12月～令和2年2月の期間において所属所の希望により、退職予定者を対象とした説明会を開催しています。詳しい日程などは所属所と調整のうえ決定します。年金制度のほか、退職後の医療保険制度や福祉事業についても説明させていただきますので、ぜひご参加ください。

<お問合せ先 年金課>

福祉事業

保健事業

○長期勤続者宿泊優待・・・当組合の組合員期間が20年以上で退職された方は、本人+1名様を越路に無料優待いたします。

※退職日の翌日に再任用された常時勤務の再任用者(地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項適用)の方は、再任用の期間満了等による退職後に無料優待いたします。

○任意継続組合員の方は、一部の事業が引き続きご利用いただけます。(特定健康診査、直営・協定保養所利用助成など)

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して利用できます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金を利用できませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を4月20日までに共済組合必着で提出してください。解約金は4月30日に共済組合登録口座へ送金します。(※解約送金日まで登録口座を解約しないでください。)

貸付事業

退職後、任意継続組合員になっても貸付事業はご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時償還していただきます。

また、退職手当が支給される場合も、即時償還の対象となります。

償還方法は、原則、退職手当金からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。

<お問合せ先 総務企画課>

保 険 制 度

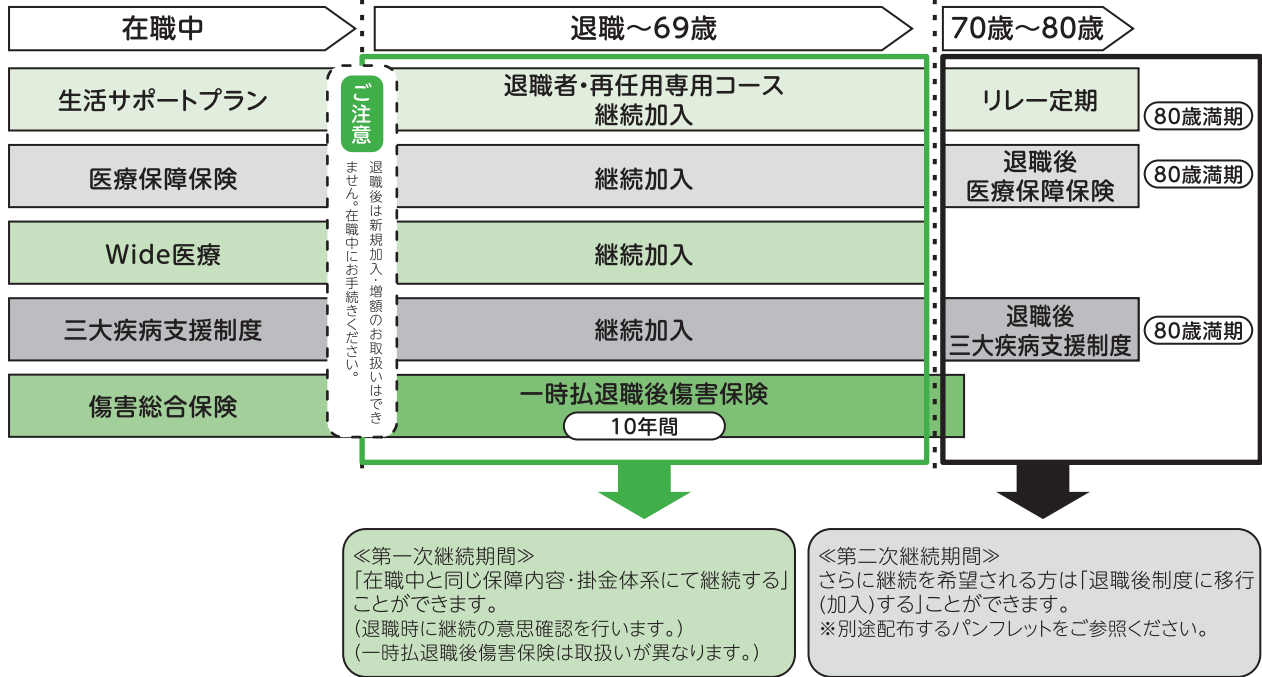
◆ 生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。

退職後継続・加入のイメージ

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。



【第一次継続期間の特長および注意点】

- ・在職中と同様に1年更新となります。
- ・退職後は指定の口座より月々掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還付いたします。(生活サポートプラン、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。)(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります。)
- ・退職後および退職時の新規加入、増額のお取扱いはできません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。(同額継続または減額のみのお取扱いとなります。生活サポートプランについてはX・Zコースのみの取扱いとなります。)
- ・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。
- ・退職後継続加入の取扱いは、退職年度の3月末時点で満50歳以上の方に限ります。

◆ つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

	コース	一般コース	個年コース
年 金	年金受取の受給資格	掛金払込完了年齢に達した時、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。
	年金種類	5～15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10～15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースについては年金選択の場合、初年度年金月額が1万円 (前厚型は2万円)未満の場合は、年金選択ができません。	10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 個年コースについては次の場合の取扱いに注意願います。 ①支払期間が10年未満の場合、年金の選択不可 ②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合、確定年金の選択不可
	年金支払期日	年金は、毎年2・5・8・11月に3カ月分に相当する額を支払います。	
一時金	年金に代えて一時金を希望の場合、積立金を一括支払いたします。		

※ご請求に関しまして、別途該当の方にはご連絡いたします。

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。

MY-A-19-他-008397

<お問合せ先 (有)エル・サポート・福井 電話0776(28)0413>

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

当組合が取り扱っている保険につきましては、当組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき運営しています。また、当該保険業務は、有限会社エル・サポート・福井に業務委託を行っています。

当組合は、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、組合員の皆様の個人情報を必要な範囲内で保険会社等※に提供させていただきます。

(※「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社。)

なお、個人情報の提供については、福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づき厳正な取り扱いを行い、提供した個人情報については、情報漏洩や目的外利用の防止を保険会社等に義務付け、厳重な管理・指導を行います。

● 共済組合が第三者提供を行う個人データ

- ① 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、所属部課署、職員番号
- ② 組合員各位の転出・転入情報
- ③ 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

● 第三者提供の停止

上記目的の達成のため当組合が個人情報を保険会社等に提供することに同意されない場合は、お申し出により第三者提供を停止しますので、当組合へご連絡ください。

なお、この場合は、各種保険のご案内ができなくなりますことをご了承ください。

悩んだときの
電話相談

健康相談 ハローふくい 24

フリーダイヤル

どんな些細な悩みでも
まずはお電話ください!

0120-863-291

(ハロー みんなのふくい)



★健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。お気軽にご相談ください。

★メンタルヘルスのご相談の場合、希望者にカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(カウンセリング年間5回まで無料)

Eメールでも
相談できます

ハローメール相談 (Eメール相談)

福井県市町村職員共済組合ホームページからのアクセス <http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開くこともできます。

総合的な健康相談	http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
メンタルヘルス専用	http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

★24時間以内に発信アドレスあて回答します。

(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)

メンタルヘルス専用アドレスがあります

<お問合せ先 健康管理課>

年金者連盟からのご案内

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和56年12月に発足しました。

定年退職を迎える皆様は、ぜひ年金者連盟へご加入を!

年金受給者だけでなく、60歳以上の年金受給待機者もご加入いただけます。



年金者連盟の事業

1

全国の仲間と連携し、
国への陳情、年金改善
のための運動を展開

2

団体傷害保険、
団体疾病保険、
団体介護保険
のあっせん

団体割引で保険料が30%割安

3

がん保険、医療保険
のあっせん

団体扱いで85歳まで加入可

4

機関紙「連盟だより」
の配布

連盟の活動報告、年金情報等

5

宿泊クーポン
旅行商品割引

日通旅行(株)、日本通運(株)

6

葬儀支援サービス

(株)全国儀式サービス

7

介護、健康
相談サービス

フリーダイヤルによる健康相談

8

慶弔費の支給

米寿祝・弔慰金

9

各支部における
事業参加

☆ 年金受給待機者の方については、②、⑧は対象外となります。⑨については各支部へお問い合わせください。

年会費について

- ① 年会費は、支給年金額の1/1000です。(500円未満は500円)
会費は、毎年4月の年金支給(初年度は、加入直後の年金支給)から控除させていただきます。
- ② 年金支給開始前の方は会費は徴収いたしません。
年金支給開始後は①の方法で徴収させていただきます。

☆ なお、入会はあくまで任意ですので趣旨にご賛同いただける方はご入会願います。

退職予定者説明会の際に、加入届けをお渡しますので、令和2年4月28日までにご投函願います。(切手不要)

☆ ご不明な点は年金者連盟事務局(0776-50-2577)もしくは福井県市町村職員共済組合年金課(0776-52-7303)までお問い合わせください。

福井県市町村職員年金者連盟の会員の皆さま 団体保険制度のご案内

連盟会員様は3つの備えを30%割引で加入することができます!

団体傷害保険

傷害総合保険(普通傷害型・天災危険補償特約・被害事故補償特約・入院保険金および通院保険金支払限度日数変更(30日)特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約)+個人賠償責任保険 保険期間1年・団体割引30%・職種級別A級

補償		保険金額
おケガの補償	死亡	85万円
	後遺障害(1～7級)	後遺障害の程度に応じて 35.7万円～85万円
	入院日額(30日限度)	1日目から2,600円
	手術保険金	入院中の手術:5.2万円 外来の手術:1.3万円 重大手術:10.4万円
	通院日額(30日限度)	1日目から2,580円
	被害事故補償	1,000万円
賠償	個人賠償	1億円

例) プランG1の場合
(個人賠償責任保険は自動セット)

加入口数	最大5口まで
------	--------

おケガの保険	
口数	一時払保険料
1口	9,220円
個人賠償責任保険	
口数	一時払保険料
1口まで	1,440円

※年齢制限はありません。

団体疾病保険

医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット 保険期間1年・団体割引30%

補償		保険金額
病気の補償	疾病入院日額(180日限度)	5,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術:10万円 外来の手術:2.5万円 重大手術:20万円
	疾病退院後通院日額(30日限度)	1日目から3,000円
	疾病葬祭費用	100万円限度
	疾病高度障害	100万円

例) プランSの場合

病気の保険	
満年齢	一時払保険料
60～64歳	36,730円
65～69歳	55,820円
70～74歳	84,710円

※0歳から加入できます。

団体介護保険

医療保険基本特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険

保険期間1年・団体割引30%

例) プラン2の場合

補償		保険金額
介護の補償	介護一時金	200万円

※50歳から加入できます。

介護の保険	
満年齢	一時払保険料
60～64歳	5,880円
65～69歳	10,080円
70～74歳	21,420円
75～79歳	44,940円

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問合せください。

- 資料請求先○ 有限会社エル・サポート・福井
〒910-0004 福井県福井市宝永3-13 電話 0776(50)2577(連盟専用)
- 取扱代理店○ 有限会社番町共済会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2 東京グリーンパレス2階
電話 03(3265)0043 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社○ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 福井支店 法人支社
〒910-8528 福井県福井市中央3-6-2 電話 0776(24)0204

平成30年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

平成30年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年10月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

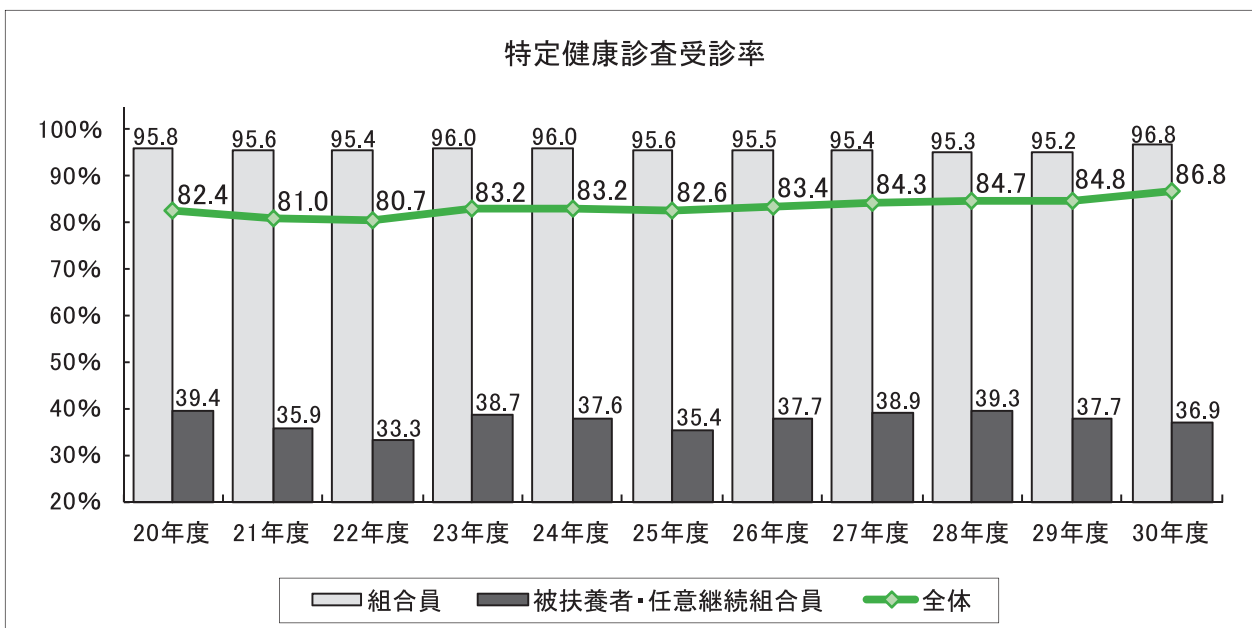


◆ 特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、96.8%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関で受診していただいておりますが、受診率については**36.9%と低迷**しています。

全体の受診率は86.8%で、過去最高ではありますが、**被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが今後の課題**となっています。



ぜひ、ご家族に受診をお勧めください!

有効期限は
3月末まで!

受診費用は
無料

昨年12月に、まだ受診されていない被扶養者・任意継続組合員の方へ受診勧奨のハガキを送らせていただきました。今年度の受診券は3月末まで有効ですが、紛失された方は再交付いたしますのでご連絡ください。
特定健康診査の受診費用は**共済組合が全額負担**します。被扶養者の方が受診していないときは、組合員の方からもぜひ受診をお勧めください。

こんな理由で受診していない方はいらっしゃいませんか?

- 何も異常はないから大丈夫…
がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は**自覚症状がなく進行**します。健診を受けないと取り返しがつかないことになるかもしれません。
家族みんなの安心のため、必ず特定健診を受けましょう!
- 去年受けたから、今年はいいや…
継続的に受けた健診の結果を比較することで、体の異常を示すサインが見つかります。
毎年、継続的に特定健診を受けることが大切です!



◆ 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。リスクが重なっている人を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

特定保健指導の実施は、事業主健診実施機関、人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

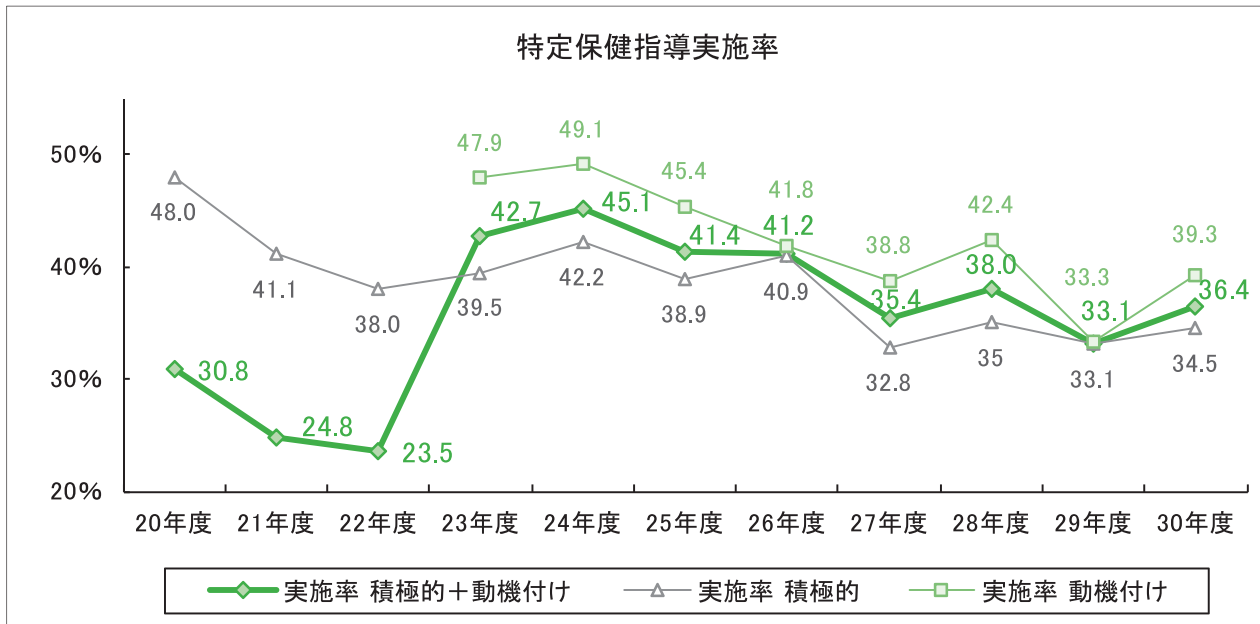
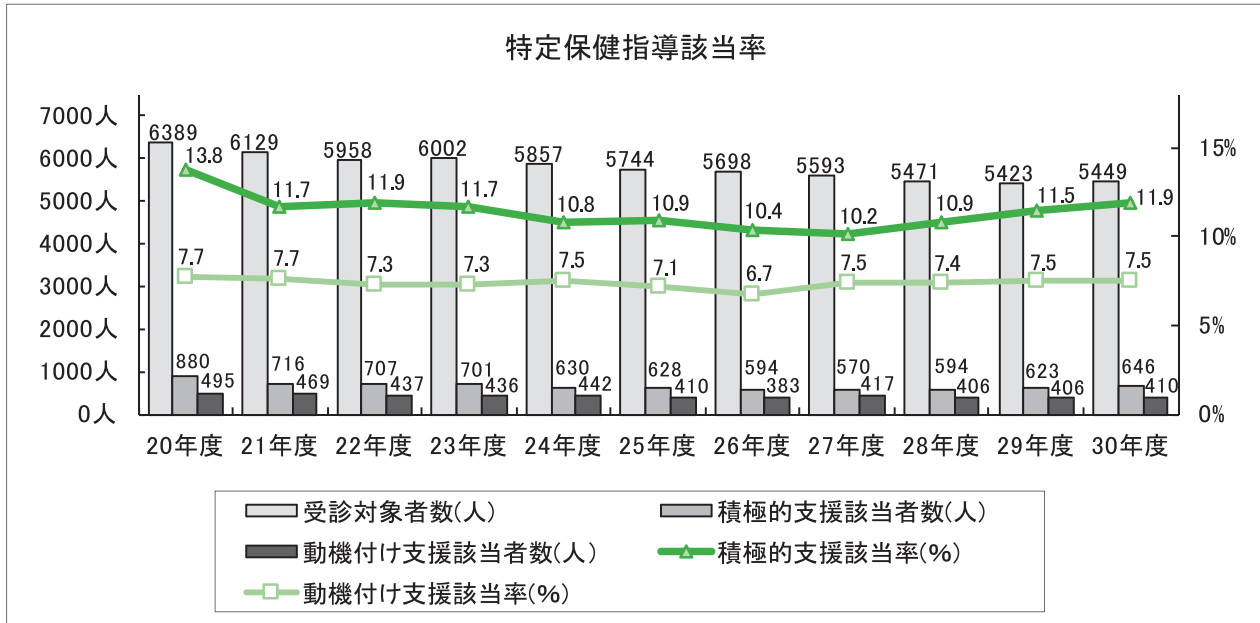
全体の利用率は36.4%で前年度を上回ったものの、国の目標値である45.0%には及びませんでした。

特定保健指導は正しい知識に基づいた**ダイエット法**や**生活習慣改善のアドバイス**を得られるチャンスです。(誤ったダイエット法は体調不調やリバウンドを引き起こします。)

また、国において定められている特定健康診査及び特定保健指導の実施率の基準を達成できない場合、**後期高齢者医療制度への支援金の加算(ペナルティ)対象となる場合があります。**

もし、加算対象となれば、**毎月みなさまから徴収させていただいている短期掛金を上げざるをえない状況となる可能性があります。**

生活習慣や食習慣を見直すきっかけとして、特定保健指導の対象となられた方は必ずご利用くださいますようお願い申し上げます。



健診で精密検査や治療が必要と判断された方へ

健診の結果、精密検査や治療が必要だと判断されたにもかかわらず、病院に行っていない方はいらっしゃいませんか？
病気を早期発見し、すみやかに治療することが**悪化を防ぐチャンス**です！
忙しいからと後回しにせず、必ず受診しましょう。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。調査結果につきましては、下記のとおりです。

<調査結果>

対象被扶養者数 **6,849**件
 扶養手当支給件数 **6,553**件
 調査件数 **241**件
 取消件数 **55**件

<主な取消事由>

1. 就職(健康保険加入) **30**件
 2. 給与収入等の増加 **9**件
 3. 年金収入(決定・改定)の増加 **3**件
 4. 失業保険受給 **2**件
 5. 生計維持者の変更 **5**件(うち、育児休業による変更0件)
 6. その他 **6**件

主な取消事由は被扶養者の就職などに伴う遡及取消です。組合員の皆様におかれましては、被扶養者の方の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まりますので、営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。また、認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

確定申告等の関係書類の保管理由について

共済組合では、毎年7～8月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、**所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上での必要経費の捉え方が異なるため、**確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいています。(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含まれます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、**速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。**

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。なお、退職後引き続き、地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項に該当する常時勤務の再任用者になる場合は、共済組合の資格を有することになりますので、お手持ちの組合員証をそのままご使用ください。

資格喪失後の受診の際には特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、**全額返還していただくこととなりますので、十分に注意してください。**

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口に表示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者認定

就職されたときには取消しの手続きが必要です。

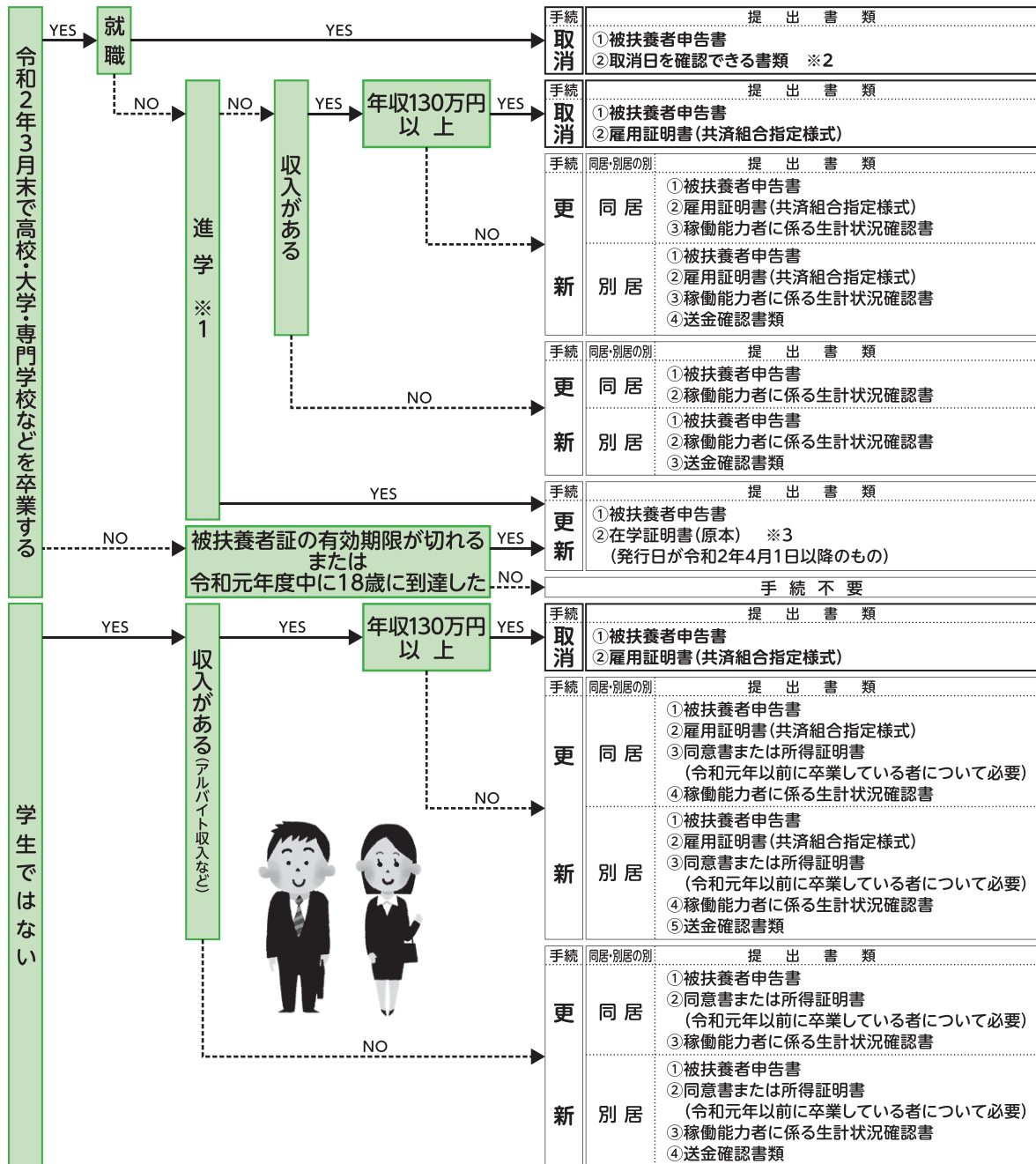
春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。

「就職される家族」をお持ちの方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。

また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、令和2年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が付されている方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

被扶養者認定に関するフローチャート



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。
 ※2…「取消日を確認できる書類」とは、就職先で健康保険に加入する場合は新保険証の写又は健康保険への加入が明記されている雇用契約書の写等、雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合は雇用証明書(共済組合指定様式)をいいます。2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり採用通知書の写等での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。
 ※3…2～4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

＜お問合せ先 健康管理課＞

医療費通知書を送付いたします!

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には手続きの関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、10月から12月診療分の申告につきましては、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に作成する「医療費の明細書」で対応していただくこととなります(平成31年分の確定申告までは医療機関等で交付された領収書の添付又は開示でも可)ので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、**組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます**。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

70歳以上の外来療養に係る 年間の高額療養費の取扱いについて

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日時点(計算期間の末日)の所得区分が「一般所得者等 ※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であった月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

昨年度までは、当組合から組合員あて通知し、高額療養費の請求手続きを行っていただきましたが、今年度より取扱いを変更し、**請求手続きが不要となりました**。

なお、計算期間の途中で資格取得又は資格喪失された方で自己負担額が年間上限を超えるときは、以下の請求手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

1.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者である場合

外来年間合算を当組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ①高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ②他の医療保険者が発行した自己負担額証明書

2.基準日時点で当組合の組合員または被扶養者でない場合

上記1の①の申請書を共済組合へ提出いただくことで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明」を交付しますので、基準日に加入している医療保険者へ請求手続きを行ってください。

一般所得者等とは…

- ①標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ②70歳以上の被扶養者(組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る)

<お問合せ先 健康管理課>

セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制とは？

この制度は、スイッチOTC医薬品(医療用医薬品から転用された、特定の有効成分を含む一般用医薬品)を1年間(1月～12月)に12,000円を超えて購入した場合に、確定申告により、12,000円を超えた金額(最高88,000円)が所得から控除されるというものです。

スイッチOTC医薬品の代金は、生計を同一にしている家族が購入した分を合算できます。

なお、医療費控除の特例ですので、セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

対象になるのはどんな人？

申告する方が、申告対象の1年間に健康の維持増進や疾病予防のために一定の取組(予防接種、がん検診、健康診断など)を行っていることが必要です。

確定申告のときには、取組を確認できる書類が必要となりますので、下表にてご確認ください。

一定の取組	確認書類
インフルエンザ等の予防接種	領収書原本または予防接種済証
市町村が実施するがん検診	領収書原本または結果通知表
勤務先で実施する 定期健康診断	結果通知表 (「定期健康診断」または「勤務先の名称」の記載が必要)
特定健康診査	領収書原本または 結果通知表(「特定健康診査」または「保険者名」の記載が必要)
人間ドックなどの健康診査	結果通知表(「保険者名」の記載が必要)

健康診断や人間ドックの結果通知、 医薬品の領収書等は大切に保管しましょう！

確定申告に必要となりますので、健康診断や人間ドックの結果通知表、医薬品購入時のレシートや領収書等は大切に保管しましょう。

※セルフメディケーション税制の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索

協定保養所の休館について

当共済組合の協定保養所である下記の宿泊施設につきましては、改修工事のため令和2年4月1日から令和2年4月28日まで「休館」いたしますのでお知らせします。

〔サンペルラ志摩〕(三重県志摩郡磯部町)

<お問合せ先 健康管理課>

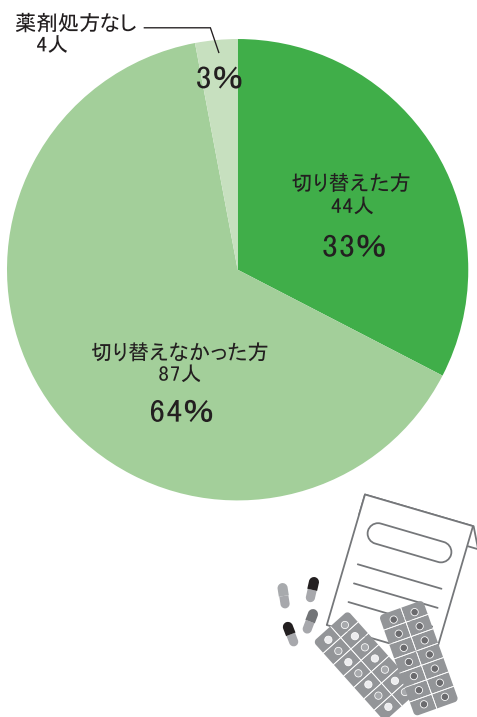
ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

平成30年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。

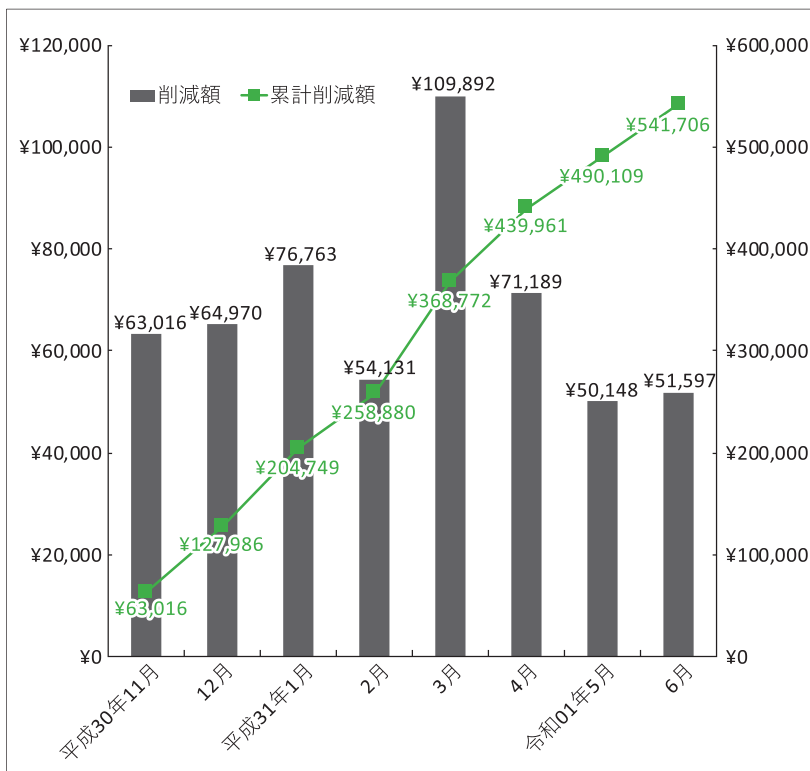
差額通知を送付した135名のうち、平成30年11月から令和元年6月までに44名(約33%)の方がジェネリック医薬品に切替えています。

ジェネリック医薬品に切替えたことで削減された金額(切替効果額)は、8ヶ月間の累計で541,706円となりました。

ジェネリック医薬品に切り替えた人数



ジェネリック医薬品切替効果額



ジェネリック医薬品の利用で、負担を抑えましょう!

★ 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。

★ 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

★ 医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む中、ジェネリック医薬品を利用することで医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

※ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



<お問合せ先 健康管理課>



アイススケート・スキーリフト利用助成



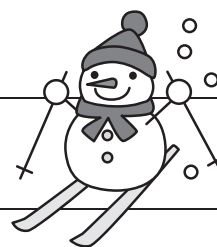
共済だより10月号でお知らせしました、アイススケートとスキーリフトの利用助成を実施しています。冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう!

アイススケート利用助成

対象施設	ニューサンピア敦賀アイススケート場 敦賀市呉羽町1番2号 TEL 0770-24-2111(代)
助成期間	令和元年11月1日(金)～令和2年5月6日(水) 予定
助成対象者	組合員及びその家族
ご利用方法	アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき500円が差引かれます。 (貸靴料金等は利用者負担です)

スキーリフト利用助成

指定スキー場	所在地	指定リフト券
九頭竜スキー場 TEL0779-78-2651	大野市	1日券、午前券、午後券、1回券、11回券
福井和泉スキー場 TEL0779-78-2711	大野市	1日券、午後券、日帰りパック
六呂師高原 スキーパーク TEL0779-67-1066	大野市	1日券
スキージャム勝山 TEL0779-87-6109	勝山市	1日券、午前券、午後券、2日券、1回券、11回券
雁が原スキー場 TEL0779-88-1616	勝山市	1日券、午前券、午後券、ナイター券、クワッド1回券、 シングル1回券、10回券
新保ファミリー スキー場 TEL0778-44-7787	池田町	1日券、午前券、午後券、11回券
今庄365スキー場 TEL0778-45-8033	南越前町	1日券、午前券、午後券、1回券、6回券、ナイター券、 シニア券、親子1日券
国境高原 スノーパーク TEL0740-28-0303	滋賀県 高島市 マキノ町	1日券、午前券、午後券、ムービング、1回券、 回数券、キッズチケット、ファミリーリフト券
助成期間	令和元年12月1日(日)～令和2年3月31日(火)	
助成対象者	組合員及びその家族	
ご利用方法	指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、 助成券1枚につき500円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。	



<お問合せ先 健康管理課>

入学貸付・修学貸付のご案内

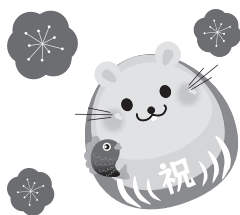


この春、教育費の借入れをお考えの方はぜひご活用ください。

入学貸付は入学が決まり次第、申込みできます		新年度の修学貸付は1月から受付を開始します	
入学貸付 入学の際に要する諸費用に対する貸付		修学貸付 入学後の修学に係る諸費用に対する貸付	
貸付の対象となる学校			
高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校または各種学校			
貸付の対象となる経費			
入学時に必要となる経費(授業料も可)		修学中に必要となる経費(授業料や下宿代など) ただし、入学貸付と同時申込みをした場合は、重複する費用の貸付けはできません。	
貸付の限度額			
給料月額 <small>の6月分</small> (最高200万円) 必要経費のうち10万円単位での貸付けになります。		修業年限1年につき180万円(各学年ごとに申込み) 1月あたり1万円単位15万円が限度です。 1月～4月の貸付申込みの場合は1年分。年度の途中の貸付申込みの場合は、申込月の翌月から起算して3月までの残存する月数分が限度額になります。	
申込みと貸付日			
お申込みは、入学金・授業料等の納付期限の1週間前までに共済組合に申込書が到着するように提出してください。 支払い済みの費用については貸付けできません。 お申込みに合わせ、納付期限日に間に合うように随時貸付します。			
償還期間			
貸付月の翌月から償還が開始されます。		貸付申込時に「修業年限まで据置」か「据置きしない」のいずれかを選択してください。 「修業年限まで据置」を選択した場合は、修業期間中は利息のみの償還となり、元金の償還は据えおかれ、修業年限が終了した月の翌月から元金も合わせた償還が開始されます。 「据置きしない」を選択した場合は、貸付月の翌月から償還が開始されます。	
貸付利率			
年1.26%(変動性)			
必要となる書類等			
<ul style="list-style-type: none"> ●合格通知書の写(支払後に入学許可証の写) ※入学金以外の借入がある場合は入学後に在学証明書 ●入学金等の費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) 		<ul style="list-style-type: none"> ●入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書(入学、進級後に在学証明書) ●授業料等費用の確認ができる書類等 ●被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) 	
貸付時の審査について			
下記の条件のいずれかに該当するときは、貸付けを行うことができません。			
<ul style="list-style-type: none"> ●共済組合の償還月額と他の金融機関等の償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるとき ●期末手当等からの償還額(他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む)を含む年間の償還額が、年収の30%を超えるとき 			

<お問合せ先 総務企画課>

組合員貯金は普通貯金で、年利1.0%(半年複利)



本年も組合員貯金を よろしくお願ひいたします



いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます!

組合員貯金は給与・賞与から一定額を天引きして積み立てるので無理なく貯金を続けることができます。また、冬の賞与積立ができなかった人は、「臨時入金」もおすすりめです!

一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか?

コツコツコース

5年でコツコツ100万円貯金!

給与積立…毎月1万円
賞与積立…年2回5万円



積立期間	残高(利息組入税引き後)
1年後	220,892円
2年後	443,547円
5年後	1,122,235円

ガッチリコース

2年でガッチリ100万円たまります!

給与積立…毎月3万円
賞与積立…年2回10万円



積立期間	残高(利息組入税引き後)
1年後	562,251円
2年後	1,128,991円
5年後	2,856,504円

積立期間の1年とは4月1日から3月31日です。また利息は年利1.0%(税引き後0.79685%※)として計算しています(利率は毎年4月に見直されます)。残高は利息計算の端数調整等の関係で若干異なります。

なお、表中の1~5年後の残高は、現在の利率に基づいた見込額です。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です。

払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

ただし、祝日を除きます。

払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに共済組合必着です。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

1月から3月までの払戻注意日

払戻注意日	払戻請求書の 当組合必着日
1月 14日(火)	1月 9日(木)
1月 15日(水)	1月 10日(金)
2月 12日(水)	2月 7日(金)
2月25日(火)	2月 20日(木)
2月26日(水)	2月 21日(金)
3月24日(火)	3月 19日(木)

<お問合せ先 総務企画課>

『ライフプランセミナー』を開催しました

と き | 令和元年10月 2日 場 所 | 福井県自治会館
令和元年10月 3日 | パレア若狭

野村證券株式会社シニア・アドバイザーの平塚 信三氏をお招きし、「知っておきたい退職後のライフプラン」をテーマにご講演いただきました。

退職までに知っておきたい「年金・医療・介護」制度の基礎知識から、シミュレーションを活用した「お金の寿命の把握と生活設計」の考え方、さらに、税制を活用した「資産管理」の基礎知識に至るまで、退職後、豊かで充実した人生を送るためのポイントを具体的に教えてくださいました。

退職準備型のセミナーでしたが、30代から60代と幅広い年齢の方にご参加いただき、好評を得ました。



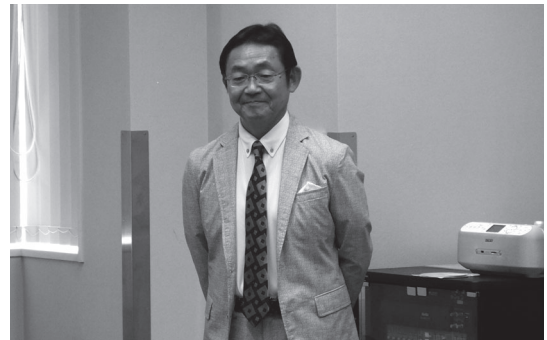
参加者の声



- ・ 定年後に必要な経費と対応法について知識を得ることができた。
- ・ 退職後の年金生活、介護にかかる支出等について理解できた。
- ・ 40歳代後半～50歳代前半の人でも、受講すると今後の人生設計に役に立つので、参加すべきだと思う。
- ・ 今後の身の振り方を考えるきっかけとなった。

『共済組合主管課長会議』を開催しました

と き | 令和元年10月 15日 場 所 | 福井県自治会館



(株) カイテック 皆川芳弘講師

10月15日に、共済組合主管課長会議を福井県自治会館で開催しました。

始めに、昨今の共済組合を取り巻く諸問題などを中心に、当組合の事業運営について及び令和元年の年金財政検証など、年金制度について説明させていただきました。

また、(株)カイテック代表取締役の皆川芳弘氏を講師として招き「ハラスメント防止セミナー」と題して講演していただき、ストレスチェックの有効活用法、ハラスメントの職場での影響・原因・指導との違い・防止などを学びました。

コミュニケーションをとる聴き方(傾聴法)については、グループに分かれて気持ちの感じ方の体験をし、今後に生かせるグループ討議となりました。

「健康管理担当者研修会」を開催しました

と き | 令和元年10月29日 場 所 | 福井県生活学習館 ユー・アイふくい

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催しました。

株式会社カイトック 代表取締役の皆川 芳弘氏をお招きし、「元気な職場づくりを目指して」と題して、ご講演いただきました。

また、当組合より、「データヘルス計画」の概要について説明させていただきました。



皆川先生のご講演の内容を簡単にご紹介します!

ストレスチェック制度とは

2015年12月から、労働者が50人以上いる事務所では、年に1回のストレスチェックの実施が義務付けられました。

目的は、働く人が自分のストレス状態を知ること、ストレスをためすぎないようにすること、ストレスチェックの結果により職場環境の改善につなげ、働きやすい職場をつくること 等です。



ストレスチェックの分析

ストレスチェックはただ行うだけでは意味がありません。結果を個人・集団で分析することで、職場の総合健康リスク等を算出できます。

リスク指数が全国平均(100)と比較して下回っている → 全国平均よりリスクが低い
上回っている → リスクが高い

また、リスク指数が150を超えると健康問題が顕在化している可能性が高く、早急に職場環境を改善する必要があります。

職場環境改善点の例

- ・人によって仕事に偏りがある
- ・人数に余裕がなく何かあった場合のフォロー体制が弱い
- ・気分で態度や仕事の質が変わりやすい人がいる(私情を持ち込む)

仲間みんなで改善し、
快適な職場環境をつくっていきましょう!





謹賀新年

平素は格別のご愛顧を賜り

厚くお礼申し上げます

本年も倍旧のお引き立てのほど

よろしくお願い申し上げます



福井県市町村職員共済組合保養所 **越路**



大浴場がリニューアル!!



昨年9月に大浴場の改修工事を行いました。
洗い場は個別のブースに変更し、カラン
とシャワーも一新いたしました。

洗い桶は膝上の高さでご使用いただける
ようになり、ご高齢の方にも使い易い洗い
場となりました。

床石は全面張り替えを行い、照明も以前
より照度の高い機器に交換いたしました。

明るく快適な浴場にリニューアルいたし
ましたので、ゆっくりと「越路のお風呂」をご
堪能ください。

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151

FAX:0776-77-3868

HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路